



建 第 147 号  
平成19年4月27日

国土交通省道路局長 様

見附市長



中期的な計画の作成にあたってのご意見の提出について（回答）

平成19年4月2日付け国道企第114号の標記のことについて、別紙のとおり回答いたします。

(別紙)

## 【中期的な道路整備計画にかかる意見】

### ◆重点化を進める上で特に優先度の高い政策

ネットワーク整備の戦略（幹線道路と生活道路の使い分け）及び  
「新たな公」として道路維持管理への市民参画に重点を置くべき。

道路は誰がどのように使うのかイマジネーションを持って、使い分けてつくることが必要です。例えば、環状道路等の広域幹線道路は、設計速度 50km/h 程度で、市街地への流入を速やかに、また通過交通を市街地から排除する機能を持たせる。また、市内の各拠点を結ぶ都市内幹線道路とネットワークを形成することにより、広域的な連携や交流を促進していく必要があります。また、生活道路は設計速度 30km/h 程度で生活に密着した道路として、スクールゾーン、住宅地において歩行者の安全性・快適性を重視したものとしていくべきです。

道路維持管理において、見附市では歩道除雪ボランティアの支援による除排雪の取り組みや、商店街アーケードをハンギングバスケットにより美しい草花で飾ったり、まちなみの街路樹をイルミネーションで彩り、雪国のまちなみ空間を美しく演出したりしています。このように、道路空間を利用した景観づくり等を通して、市民と行政が協働する仕組みづくりをしていく、また、ボランティア団体や NPO など「新たな公」を育てていくことが大切です。

### ◆効率化を徹底的に進める上で重視すべきこと

まちづくり・みちづくりの全体像を市民が理解することから。

見附市では都市インフラの整備や更新が効率的に行えるようコンパクトシティを目指し、誰もが住みたくなる魅力あるまちづくりに取り組んでいます。同時に、幹線道路ネットワークを策定し、内環状・外環状道路の体系的・効率的な整備を進めています。まちづくり・みちづくりの全体像を市民が理解し、協力を得ることにより、効率的整備ができるといえます。

様々な主体の協働による多様な道路機能の発揮。

安全な歩行空間、地域のにぎわい・交流の場などニーズに即して柔軟に道路管理を行うため、道路法の一部を改正していただきたい。

例えば、車道を歩行者天国化し、近くの道の駅、川の駅等とタイアップすることにより、歩行者天国沿線の商店街をにぎわい・交流の場とするなど地域の活性化に道路施設をもっと利用していく必要があります。